

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

告 示

ページ

区出納員の指定【会計室】	490
北九州都市計画用途地域の変更【建築都市局計画部都市計画課】	491
北九州都市計画地区計画の決定【建築都市局計画部都市計画課】	492

公 告

北九州都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地地区画整理事業における立竹木の除却に関する通知の書類の送付に代える公告（2件）【建築都市局整備部学術・研究都市開発事務所】	493
土地地区画整理法による書類の送付に代わる公告の掲示場所【建築都市局整備部学術・研究都市開発事務所】	497

北九州市告示第45号

次の表の第1欄に掲げる日から、同表の第2欄に掲げる職にある区出納員に事故が生じたので、北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第7条の2第1項の規定により、当該事故のある期間、同表の第3欄に掲げる職にある者を区出納員に充て、区会計管理者をして、当該区出納員に同表の第4欄に掲げる事務を委任させた。

平成24年3月8日

北九州市長 北橋健治

平成24年2月23日	八幡西区役所国保年金課長	八幡西区役所国保年金課年金係長	区会計管理者の命を受けてつかさどる当該課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務
------------	--------------	-----------------	---

北九州市告示第46号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により北九州都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

平成24年3月8日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画の種類
用途地域
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区 域
八幡西区	幸神一丁目の一部

- 3 縦覧場所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建築都市局計画部都市計画課

北九州市告示第47号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、北九州都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

平成24年3月8日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類、名称及び区域

(1) 都市計画の種類

地区計画

(2) 都市計画の名称及び区域

名 称	区 域
幸神・岸の浦地区地区計画	北九州市八幡西区幸神一丁目及び岸の浦一丁目地内

2 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

北九州市公告第162号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第77条第2項の規定による北九州都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業における立竹木の除却に関する通知及び照会は、送付を受けるべき者が当該通知の書類の受領を拒んだので、同法第133条第1項の規定により当該通知の書類の送付に代えてその内容を別表のとおり公告する。

平成24年3月8日

北九州都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業

施行者 北九州市

代表者 北九州市長 北 橋 健 治

別表

文書日付及び番号	平成24年2月14日付北九学開第245号
通知を受けるべき者の住所氏名	北九州市八幡西区本城学研台一丁目8番3号 安武いと
物件の所在	若松区大字塩屋564番
除却を要する物件等	立竹木（用材林）
数量	一式
除却期限	平成24年5月10日
自ら除却する意思について	上記除却期限までに自ら行う意思の有無について、書面にて回答すること。
除却期限経過後の措置	土地区画整理法第77条第7項の規定に基づき、当該立竹木（用材林）の除却を北九州市が直接行う。

（注意）

- 1 自ら除却を行う場合の補償金については、別途協議させていただきます。
- 2 除却の完了前に立竹木（用材林）の所有権を移転された場合は、その旨を新旧所有者連署の上、直ちに北九州市建築都市局整備部学術・研究都市開発事務所（北九州市八幡西区大浦2-13-7 電話093-603-1110）へ届出をお願いします。

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分を知った日の翌日から起算して60日以内に福岡県知事に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分を知った日の翌日から

起算して6箇月以内に北九州市（訴訟において北九州市を代表するものは、北九州市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 3 上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に北九州市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

北九州市公告第163号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第77条第2項の規定による北九州都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業における立竹木の除却に関する通知及び照会は、送付を受けるべき者が当該通知の書類の受領を拒んだので、同法第133条第1項の規定により当該通知の書類の送付に代えてその内容を別表のとおり公告する。

平成24年3月8日

北九州都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業

施行者 北九州市

代表者 北九州市長 北橋健治

別表

文書日付及び番号	平成24年2月14日付北九学開第246号
通知を受けるべき者の住所氏名	北九州市若松区深町一丁目8番13-803号 安武昌子
物件の所在	若松区大字塩屋564番
除却を要する物件等	立竹木（用材林）
数量	一式
除却期限	平成24年5月10日
自ら除却する意思について	上記除却期限までに自ら行う意思の有無について、書面にて回答すること。
除却期限経過後の措置	土地区画整理法第77条第7項の規定に基づき、当該立竹木（用材林）の除却を北九州市が直接行う。

（注意）

- 1 自ら除却を行う場合の補償金については、別途協議させていただきます。
- 2 除却の完了前に立竹木（用材林）の所有権を移転された場合は、その旨を新旧所有者連署の上、直ちに北九州市建築都市局整備部学術・研究都市開発事務所（北九州市八幡西区大浦2-13-7 電話093-603-1110）へ届出をお願いします。

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分を知った日の翌日から起算して60日以内に福岡県知事に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分を知った日の翌日から

起算して6箇月以内に北九州市（訴訟において北九州市を代表するものは、北九州市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 3 上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に北九州市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

北九州市公告第164号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第133条第1項の規定による下記の者に対する書類の送付に代わる公告の内容は、北九州市若松区塩屋三丁目13番16号（塩屋公民館）にある掲示板に掲示されている。

平成24年3月8日

北九州市長 北 橋 健 治

記

北九州市八幡西区本城学研台一丁目8番3号 安武いと

北九州市若松区深町一丁目8番13-803号 安武昌子